

◎新潟県告示第1622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年12月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 柏崎都市計画道路
- (2) 名称 3・4・3号 長浜新橋線
3・4・4号 錦町中浜線
3・4・6号 四谷比角線
3・4・10号 東柏崎駅比角線
3・5・13号 新橋下方線
3・5・16号 新橋海岸線
3・6・21号 本町海岸線
3・5・27号 西本町東の輪線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・3号 長浜新橋線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市

鯨波1丁目字鴨ククリ乙及び字神明田乙の各一部

鯨波2丁目字神明田乙、字嫁入坂乙及び字砂田乙の各一部

東の輪町字神明田乙、字東ノ輪乙、字東ノ輪丙及び字上ノ山の各一部

番神1丁目字上ノ山、字川尻、字順ノ木、字鮎川及び字岩山の各一部

番神2丁目字東ノ輪丙、字打越丙及び字上ノ山の各一部

中浜1丁目字豊洲浜及び字砂山の各一部

中浜2丁目字砂山、字岩山及び字豊洲浜の各一部

西本町2丁目、西本町3丁目、新橋及び新橋字石橋の各一部

(2) 3・4・4号 錦町中浜線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市

錦町字笠原、字猿楽面及び字小鳥場の各一部

豊町字笠原及び字三ツ柳の各一部

扇町字深町、字宮田及び字劔田の各一部

(3) 3・4・6号 四谷比角線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市

比角1丁目字古見野及び字養蚕の各一部

扇町字大海及び字深町の各一部

(4) 3・4・10号 東柏崎駅比角線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市比角1丁目字古見野の一部

(5) 3・5・13号 新橋下方線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市新橋の一部

(6) 3・5・16号 新橋海岸線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市新橋の一部

(7) 3・6・21号 本町海岸線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市西本町3丁目の一部

(8) 3・5・27号 西本町東の輪線

ア 追加する部分

柏崎市

鯨波1丁目字鴨ククリ乙及び字神明田乙の各一部

鯨波2丁目字神明田乙、字嫁入坂乙及び字砂田乙の各一部

東の輪町字神明田乙、字東ノ輪乙、字東ノ輪丙及び字上ノ山の各一部

番神1丁目字上ノ山、字順ノ木、字鮫川、字岩山及び字川尻の各一部

番神2丁目字東ノ輪丙、字打越丙及び字上ノ山の各一部

中浜1丁目字豊洲浜及び字砂山の各一部

中浜2丁目字砂山、字岩山及び字豊洲浜の各一部

西本町3丁目の一部